

長崎県地域医療研究会会則

(会の名称)

第1条 本会は長崎県地域医療研究会と称する。

(会の目的)

第2条 本会は、長崎県の離島、へき地をはじめとした地域における医療情報の共有を目指すとともに、保健・医療福祉の問題点を調査研究した成果を発表、討論し、もって地域医療の充実、発展を図ることを目的とする。

(会の事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催（年1回）
- (2) 調査研究成果に関する資料の作成
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は正会員と臨時会員とし、それぞれ次のとおり規定する。

| 正会員 | 臨時会員 |
|---|---|
| 以下の機関に勤務する職員 1 長崎県病院企業団 2 平戸市立生月病院 3 国立病院機構長崎医療センター 4 長崎県福祉保健部医療政策課 | 第5条に規定する会長が本会の目的達成に必要と認める者で、研究会開催の都度、会長が決定する。 |

(会長)

第5条 本会の会長は、第12条に規定する世話人会の合議により決定された病院の代表者とする。

(会長の職務)

第6条 会長は第3条に規定する本会事業の企画、立案及び調整を行う。

(副会長)

第7条 本会の副会長は、会長が指名する。

(副会長の職務)

第8条 副会長は会長の補佐として、第3条に規定する本会事業の企画、立案及び調整を行う。

(会長及び副会長の任期)

第9条 会長及び副会長の任期は原則1年とし、年1回の研究会の翌日から翌年の研究会の日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、会長が所属する病院に置き、長崎県病院企業団本部事務局と協力し第3条に規定する本会事業に関する事務を処理する。

(世話人)

第11条 本会は会長を補佐するため、次のとおり世話人を置く。

(1) 長崎県病院企業団に所属する病院、平戸市立生月病院の代表者(第5条に規定する会長を除く)

(2) 長崎県病院企業団に所属する病院、平戸市立生月病院の看護部門代表者

(3) 前条に規定する本会の事務局担当者

(4) 医師センター主幹

(5) 長崎県医療政策課課長

(6) 長崎県病院企業団本部総務部長

(7) 長崎県病院企業団に属する病院の薬剤部門、検査部門、放射線部門、栄養部門、リハビリ部門、透析部門及び事務部門の代表者各1名

(8) 7に規定されない職種で、会長が認める職種の代表者1名

(9) 臨時会員として認められた者の属する機関の代表者

(世話人会)

第12条 本会の会議は世話人で構成する世話人会とし、必要に応じて会長が招集する。

世話人会には前条で規定する世話人の他、前条第7号及び第8号に規定する各部門ごとに1名の補助者が出席できる。

(入退会)

第13条 本会の入会及び退会は世話人会の合議により決定する。

(その他)

第14条 本会則に定めのない事項に関しては、必要に応じて世話人会で決定する。

附 則

(施行期日)

本会則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

本会則は、平成27年4月1日より施行する。